

公示番号：19a00126

国名：モザンビーク

担当部署：農村開発部第二グループ第四チーム

案件名：農業研究・普及能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年8月上旬から2019年10月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.67M/M、合計 1.17M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	20日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月10日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き) (https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年7月24日(水)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	モザンビーク／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

モザンビークの農業部門は GDP の約 20% を占め、労働人口の約 75%、全世帯の 55% が従事している。農業は、多くのアフリカの国々と同様、モザンビークでも経済の柱となっており、農業分野の大部分は全農家の約 99% に当たる約 4.2 百万人の小規模農家による食料生産で占められている。農家あたりの平均耕作面積は 0.7ha で、穀物生産農家の 3% 以下が化学肥料、農薬、改良種子を利用するに留まり、伝統的な農業技術が用いられ低収量となっている。また、多くの作物は天水農業により栽培されている。主食となる作物の生産性の向上は家計の改善に不可欠であるが、長い間に亘り農業生産性は依然として低く目立った改善が見られていない。モザンビーク北部に広がるナカラ回廊地域は、比較的肥沃な土壌と持続的な降雨があるため広大な耕作可能地が存在し、農業生産を拡大する潜在性が高いと考えられているが、他の地域同様、生産性が低いという問題に直面している。

これには様々な要因があるが、質の高い投入とサービスの不足や入手しにくさ、作物生産と収量に関する適切な知識の不足や入手しにくさ、土壌の劣化と肥沃度の減少、自然資源をどのように管理・利用するかにかかる情報の不足などが主なものと言える。このため、農業生産性の向上や食料・栄養安全保障の改善を促すためには、農業研究開発と普及の役割が極めて重要であることは、モザンビーク政府の多くの政策・計画においても強調されている。

モザンビークの中でも、ナカラ回廊地域を含む北部は、内戦等の影響で特に開発が遅れている地域であり、北部における一人当たり GDP は全国平均の約 60% に留まり、州別貧困率、乳幼児死亡率などの社会指標は全国平均より高い。また、モザンビーク南部や首都マプトなどでは、近年、食料需給が高まっており、本案件による北部での農産物の増産や農家所得の向上は、地域経済の活性化とともに、貧困削減や国内での格差解消、国の食料安全保障のためにも重要な役割を担う。

JICA は、ナカラ回廊地域に対して、これまで、「ナカラ回廊経済開発戦略プロジェクト」（2012 - 2016 年）等を通じて、総合的な開発戦略策定・実施を支援してきた。同戦略における重点分野でもある農業・農村開発分野においては、ナカラ回廊を構成するナンブラ州、ニアッサ州、ザンベジア州を対象として、地域農業試験場の研究能力向上及びパイロット農家での新しい農業技術の実証展示を行う「ナカラ回廊農業開発研究・技術移転能力向上プロジェクト」（2011 - 2017 年）を実施した他、「ナカラ回廊農業開発におけるコミュニティレベル開発モデル策定プロジェクト」（2013 - 2020 年）を通じ、営農規模に応じた農業開発モデルの確立・普及に取り組んできた。両案件の実施により、農業研究能力の向上と普及サービスの改善につながる農業開発モデルの

確立が一定程度達成されたものの、本プロジェクトでは、研究と普及ならびに両者の連携のさらなる強化に取り組むことが期待されている。

本詳細計画策定調査は、モザンビークおよび協力対象地域における農業研究と普及ならびに両者の連携の現状・課題、先行の協力の成果を確認し、収集した情報を分析・整理した上で、モザンビーク側と本プロジェクトの協力基本計画について確認・協議し、本プロジェクトの実施に関する協議議事録（M/M）締結に向けて準備するとともに、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から事前評価を行う。

7. 業務の内容

本業務従事者は、本調査に調査団員として派遣される JICA 職員や実施中先行案件の専門家等と協議・調整しつつ、協力計画策定のために必要な業務を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2019年8月上旬～8月下旬）

- ① 要請書や既存の文献、報告書等（関連する先行プロジェクトの事業進捗報告書／業務完了報告書、専門家報告書等）のレビューや関係者へのヒアリングを通じて、要請背景・内容、先行プロジェクトの成果・課題・教訓、他援助機関による活動を整理・分析する。
- ② ①をふまえ、協力計画策定及び事前評価のために現地で収集・整理すべき情報を検討し、担当分野にかかる調査方針・計画（案）を作成する。また、担当分野について、JICAによる協力計画策定にかかる対処方針（案）の作成に協力する。
- ③ ①及び②に基づき、モザンビーク側関係機関や他援助機関等に対する質問票（案）（英文）を作成する。（ポルトガル語訳が必要な場合は、JICA 事務所にて手配する。）
- ④ Project Design Matrix (PDM) (案) (和文・英文)、Plan of Operation (PO) (案) (和文・英文)、M/M (案) (添付される討議議事録 (R/D) (案) 含む) (英文) 及び事前評価表 (案) (和文・英文) 作成に協力する。
- ⑤ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2019年8月下旬～9月中旬）

- ① JICA モザンビーク事務所等との打合せに参加する。
- ② モザンビーク側関係者に対し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。
- ③ 事前に配布した質問票の回収・分析、モザンビーク側関係者等からのヒアリング・現地調査を通じ、担当分野にかかる協力計画策定及び事前評価を行うために必要な情報・資料の収集・整理・分析を行う。
 - (ア) モザンビークおよびプロジェクト対象地域における関連の開発計画・政策・制度
 - (イ) 本プロジェクトに関連する関係省庁・行政機関の体制（役割、人員、組織、予算等）
 - (ウ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（世界銀行、IFAD、USAID、NGO 等）の活動動向

(エ) 本プロジェクト対象地域における関連分野の動向

(オ) 本プロジェクト実施に当たってのリスク

- ④ JICA 団員到着前に実施した面談や現地調査については、議事録を作成し、内容を随時共有する。JICA 団員到着時には、調査結果の要点を説明する。
- ⑤ 調査結果に基づき、他団員とともに、本プロジェクトの協力計画案を検討する。
- ⑥ モザンビーク側関係者との協議において、担当分野の観点から、プロジェクトの協力計画案等の説明／補足を行う。
- ⑦ モザンビーク側関係者のコメントもふまえた上で、PDM(案) (和文・英文)、PO (案) (和文・英文)、M/M (案) (R/D (案) 含む) (英文) の改訂・最終化に協力する。
- ⑧ 評価 5 項目の観点から、プロジェクトを分析し、案件概要表 (案) (和文) に反映する。
- ⑨ JICA モザンビーク事務所に対し、担当分野にかかる調査結果を報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2019 年 9 月中旬～9 月下旬)

- ① 案件概要表 (案) (和文)、リスク管理チェックシート (案) (和文) の作成に協力する。
- ② 帰国報告会に出席し、担当分野にかかる調査結果を報告する。
- ③ 収集資料及び質問票回答の整理を行う。
- ④ 担当分野の詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) を作成する。報告書 (案) には、PDM の内容の設定根拠ならびに 5 項目評価結果の詳細について記載する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

次の①～②を 2019 年 9 月 27 日までに電子データをもって提出すること。

- ① 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書 (案) (和文)
- ② 案件概要表 (案) (和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ (見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒香港⇒ヨハネスブルグ⇒マプト⇒ヨハネスブルグ⇒香港⇒日本を標準とします。

ナンプラ州での調査が想定されるため、マプト⇄ナンプラ間の航空賃も計上してください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2019年8月24日～2019年9月12日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。（総括のみ1週間遅れての参加となる可能性もあります。）

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 評価分析 (コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAモザンビーク事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳傭上

英語⇄ポルトガル語／現地語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部第二グループ第四チーム (TEL:03-5226-8432) にて配布します。

・ 要請書

② 本業務に関する以下の資料が JICA 農村開発部第二グループ第四チームにて閲覧できます。

・ ナカラ回廊農業開発におけるコミュニティレベル開発モデル策定プロジェクト終了時評価報告書

③ 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

・ モザンビーク国ナカラ回廊農業開発研究・技術移転能力向上プロジェクトプロジェクト業務完了報告書

(<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000033947>)

・ モザンビーク共和国ナカラ回廊農業開発研究・技術移転能力向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書

(<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000003875>)

- ④ JICA 事業評価における評価基準・手続きについては、ウェブサイトで公開されています。

(<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html>)

- ⑤ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAモザンビーク事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上